■ 堺市障害者地域活動支援センター運営事業について

１．地域活動支援センターとは？

「地域活動支援センター（以下、「センター」という。）」とは、障害のある人が利用することのできる、地域の「居場所」です。

センターによってさまざまな特色があり、プログラム等を通じて地域と交流することができます。また、生活での困りごとを相談することもできます。

センターに通所できない入院・入所中の人や、家から出ることが不安な人も相談できます。

２．センターの概要

堺市では、３類型のセンターを設置しています。

どのセンターでも「居場所の提供」や「プログラムの実施」、「日常生活の相談」を実施しています。

○**連携強化型**…センターの機能を発揮するために、地域との連携や地域生活への移行支援に携わる連携推進員を配置しています。

○**居場所支援型**…さまざまなプログラムを実施し、17時以降や土日のいずれかも開所しています。

○**入浴支援強化型**…重度の障害があり自宅で入浴が困難な人に、入浴サービスを中心とした、創作的活動や社会との交流促進を行っています。

３．利用対象者は？

堺市のセンターを利用できる人は、原則として市内に住所を有する障害のある人であり、精神科病院に入院していた、施設に入所していた、ほとんど自宅で過ごしている人や、日中に福祉施設や会社に通っているが、地域との関わりや活動を希望する人です。

<u>手帳や受給者証、医療証の有無に関わらず利用できます。</u>

※入浴支援強化型の入浴サービスは利用について相談が必要です。

４．利用するには？

利用したいセンターにおいて利用契約を締結(利用登録)することで、いつでも利用することができます。また、利用登録をしていなくても、各センターが実施するプログラム等を体験的に利用できる場合もあります。

詳細については、各センターにお気軽にご連絡ください。

※地域活動支援センターは障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第5条第28項に規定する制度です。